

公立大学法人宮崎県立看護大学校舎等管理規程

平成29年4月1日

規程第92号

(設置)

第1条 この規程は、宮崎県立看護大学の校地、校舎及びその附属施設等（以下「校舎等」という。）の管理及び使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(校舎等)

第2条 この規程において校舎等とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 校地（グラウンド、テニスコート等の屋外施設を含む。）
- (2) 校舎
 - ア 本館
 - イ 講堂
 - ウ 教育研究棟
 - エ 附属図書館
 - オ 学生会館
 - カ 体育館

(使用許可)

第3条 校舎等を使用しようとする者は、校舎等使用許可申請書（様式第1号）を学長に提出し、許可を受けなければならない。ただし、職員が講堂・多目的ホール・演習室・共同研究室・食堂・本館会議室を使用する場合は、学内ホームページ内の「施設の予約状況2」で予約することにより、これに替えるものとする。

2 学長は、校舎等の使用の許可をしたときは、当該申請者に対し校舎等使用許可書（様式第2号。以下「使用許可証」という。）を交付しなければならない。ただし、学内ホームページ内の「施設の予約状況2」で予約したものを除く。

3 学長は、管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(使用者の義務)

第4条 前条により許可を受けた者（以下「使用者」という。）は校舎等の使用に際しては、前条第3項により付された許可条件及び第7条による学長の指示に従わなければならない。

(許可の取消し及び使用の中止)

第5条 学長は、前条の規定に違反したときは、第3条の許可の取消し又は使用を中止させることができる。

(使用の届出)

第6条 使用者は、校舎等の使用を終わり又は使用を中止したときは、速やかに使用した校舎等を原状に復し、その旨を学長に届け出なければならない。

(学長の指示)

第7条 学長は、校舎等の維持管理上必要があると認めるときは、使用者に対し、校舎等の使用に関して指示し、使用の状況について調査することができる。

(使用者の損害賠償)

第8条 使用者は、故意又は過失により使用を許可された校舎等の施設、設備及び備品を破損したときは、

当該損害の額に相当する金額を賠償するものとする。

(掲示)

第9条 学内で掲示をし、立看板その他広告類を掲げようとする者は、あらかじめ掲示物を呈示のうえ、掲示物等許可願(様式第3号)を学長に提出しなければならない。

2 掲示物等で次の各号に該当するものは、許可しない。

(1) 大学の秩序を乱す恐れがあると認められるもの。

(2) その他教育上適当でないと認められるもの。

3 掲示物は、大学指定の場所において行わなければならない。

4 掲示期間の経過したものは、責任者において直ちに撤去しなければならない。

5 前3項の規定に違反する掲示物等は、撤去処分する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、校舎等の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

校舎等使用許可申請書

年 月 日

宮崎県立看護大学長 殿

代表者 住所

氏名

連絡先☎ (自 宅)

連絡先☎ (勤務先)

次のとおり、校舎等の使用許可を申請します。

使用施設名称	庭球場 (面)		
	体育館 (面)		
使用目的		使用 予定人数	名
使用団体名			
使用期日 及び 使用時間	年 月 日 (曜日) 時 分から	※使用料	
	年 月 日 (曜日) 時 分まで		
照明時間	時 分から 時 分まで (時間)	円	

(注) 1. ※印の欄は記入しないでください。

2. 照明時間は、テニスコートの施設使用申請のみ記入してください。

校舎等使用許可申請書(控)

宮崎県立看護大学長 殿

年 月 日

代表者 住所 _____

氏名 _____

連絡先☎(自宅) _____

連絡先☎(勤務先) _____

次のとおり、校舎等の使用許可を申請します。

使用施設名称	庭球場 (面) 体育館 (面)		
使用目的		使用 予定人数	名
使用団体名			
使用期日 及び 使用時間	年 月 日 (曜日) 時 分から	※使用料	
	年 月 日 (曜日) 時 分まで		
照明時間	時 分から 時 分まで (時間)	円	

校 舎 等 使 用 許 可 書

年 月 日

代表者 住所 _____

氏名 _____

次のとおり、校舎等の使用を許可します。

宮 崎 県 立 看 護 大 学 長

印

使用施設名称	庭球場 (面) 体育館 (面)		
使用目的		使 用 予定人数	名
使用団体名			
使用期日 及び 使用時間	年 月 日 (曜日) 時 分から	※使用料	
	年 月 日 (曜日) 時 分まで		
照明時間	時 分から 時 分まで (時間)	円	
注 意 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 使用目的以外に使用したり、第三者に転貸しないこと。 2. 使用を許可されている場所以外は立入禁止とする。 3. 火気は使用しないこと。 4. 体育館を使用する場合、外履の使用は厳禁する。 5. 駐車場以外に車を乗り入れないこと。 6. 施設、設備を破損した場合は、団体責任者が速やかに申し出るとともに修理又は弁償すること。 7. 施設使用中の事故等については、団体の責任において適切な処置をすることとし、当大学は一切責任を負わないこととする。 8. 使用後は清掃 (整地) 及び後始末をすること。 9. 責任者は施設の使用開始時及び使用終了時にその旨関係職員に連絡すること。 10. 使用を許可した場合であっても、本学の授業及び行事等で当該施設を使用することが生じた場合は施設の使用を制限することがあること。 11. その他宮崎県立看護大学校舎等管理規程に定められている事項を遵守すること。 12. 使用を取消 (キャンセル) する場合は、必ず下記まで連絡すること。 <p style="text-align: center;">平日 ☎ 59-7700 休日 ☎ 59-7769</p>		

様式第3号

掲示物等許可願

年 月 日

宮崎県立看護大学長 殿

代表者 住所 _____
氏名 _____

次のとおり掲示物を掲示したいので、許可をお願いします。

記

掲示期間	年 月 日 ～ 年 月 日
内 容	
掲示場所	
掲示枚数	枚
責任者住所 氏名、連絡先	住 所 氏 名 連絡先 (TEL)
文書等掲示の条件	期間終了後は、掲示責任者が直ちに撤去します。